

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	高齢化社会において在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための推進力となる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	地域保健医療として必要な事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区民がかかりつけ医を持つための専門的分野の支援事業として公益性が高い。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	かかりつけ医を持つにあたり専門的知識により適切な対応ができる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	対象となる事業者は、地区医師会に限られており、地区医師会に対し制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付要綱に基づき地区医師会から申請を受け交付決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	地区医師会の協力は必須である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	相談件数は平成22年から減少傾向にある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	事業開始から昨年度までの15年間で約3,000件を超える相談実績がある。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区民からの相談に適切な対応ができています。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	公益上必要がある事業である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	区民の健康の増進を図る活動内容で合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	毎年開催する総会に区幹部職員が出席し、会計報告を受け意見交換をしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	2	2	2
決算(予算)額	1,500	1,500	1,500	1,500
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,500	1,500	1,500	1,500
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	(交付団体) 小石川医師会、文京区医師会 (成果等) かかりつけ医相談窓口の開設、医療情報の提供(ホームページ)、他			

5 課題及び今後の方向性

当事業は、地域保健医療事業として3師会、高齢者安心相談センター、及び区との連携を深めていくことが重要である。また、平成30年度以降の在宅医療と介護連携における医療・介護に関する相談事業の在り方について両医師会等と連携の強化を図りながらかかりつけ医事業の進め方について検討を行っていく。